

中部圏・四国圏における
広域レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の策定に関する調査
報告書

平成 21 年 3 月

国土交通省国土計画局総合計画課

< 概 要 >

<概 要>

1 調査の目的

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においては、人と自然の共生の確保に向けて、エコロジカル・ネットワークの形成を通じ、自然の保全・再生を図ることの重要性及びその形成による多面的な機能が発揮されることへの期待が記述されている。また、ネットワークの形成に当たり、全国レベルとともに、国や地方公共団体を始め様々な主体の連携の下、広域ブロック程度の広がりを持ったエコロジカル・ネットワークの検討を進めることの重要性に触れており、国はガイドライン等の提示により、様々な主体が多様な空間レベルにおける検討や効果的な事業実施に対応できるようにすることとしている。

さらに、第3次生物多様性国家戦略においても、エコロジカル・ネットワークの重要性や、全国・地方など様々な空間レベルでのその形成の促進や各種関係施策の推進について記述している。

これまで、いくつかの都道府県や市町村においてエコロジカル・ネットワークの形成に関連する計画が策定されているが、広域ブロックを対象範囲とした検討はなされていない。しかし、四国地方において絶滅の恐れがあるツキノワグマに対して県境を越えた対策が求められるなど、広域ブロックレベルにおけるエコロジカル・ネットワークの形成に着目した取組の必要性が高まっている。現在、策定に向け検討が行われている国土形成計画広域地方計画においても、エコロジカル・ネットワークの形成に向けた取組をプロジェクトとして位置づけようとする動きも見られる。

エコロジカル・ネットワークの形成を図る上で、生態系の保全・再生・創出の取組を推進することが重要であるが、現時点では経済原理を導入することが困難なこと、直接的な効果がわかりにくくその発現にも時間がかかることなどから、取組の優先度が低くなりがちである。したがって、エコロジカル・ネットワークの形成を進めるためには、生態系の保全・再生・創出を直接的に行うだけでなく、人と自然との関係を踏まえた上で食糧生産や水害対策、バイオマス利用などが生態系の保全・再生・創出に及ぼす副次的な効果も十分に活用していくことが重要である。

本調査は、このような背景や考え方を踏まえ、広域ブロックのエコロジカル・ネットワークの形成が図られるよう、その実現に向けたエコロジカル・ネットワークの構想の作成を促進させることを目的とし、中部圏（愛知県、三重県、長野県、岐阜県、静岡県）と四国圏（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）をモデルケースとして、関連するデータの収集・整理を主たる内容としたエコロジカル・ネットワーク構想の策定に資する調査を行ったものである。

なお、本調査は、図1に示す国土形成事業調整費等により進められた各種関連調査と連携を図り実施したものであり、国土交通省所管の関連情報を収集・整理した上で、別途進められた中部圏並びに四国圏の「生態系ネットワーク構想（エコロジカル・ネットワーク構想）」検討のため情報提供を行うとともに、エコロジカル・ネットワークに関連する取組を地図上に表示させる「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」に活用できる仕様のGISデータの作成を行った。

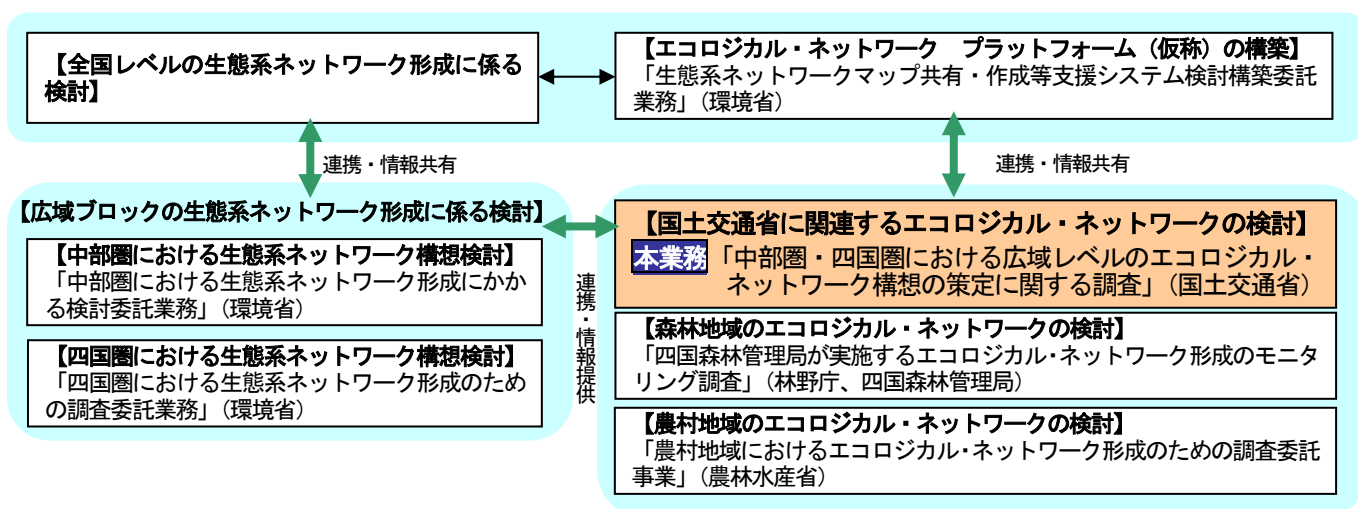


図1 各種関連調査との連携と本業務との関係

2 国土交通省所管の計画・事業等の情報収集・整理

1. 情報収集の考え方と方法

本業務では、エコロジカル・ネットワーク構想の策定に資する「計画」「事業」について、以下のような方針に基づき、インターネットの活用及びヒアリング等による補完・確認を行いつつ、情報の収集・整理を行った。

(1) 計画

計画について、国土交通省が所管する計画のうち、生態系の保全・再生・創出をはじめエコロジカル・ネットワークの形成に関連した検討が含まれていると考えられる下記の計画を対象として、国土交通省や中部圏及び四国圏における地方整備局及び地方自治体のホームページを中心に情報の把握を行った。

【収集の対象とした計画】

- i. 広域緑地計画
「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針（昭和 56 年 9 月 建設省都市局都市計画課長通達）」に基づき、都道府県が策定
- ii. 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」）
都市緑地法（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）に基づき、市町村が策定
- iii. 河川整備基本方針・河川整備計画
河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）に基づき、河川管理者が策定
- iv. 港湾計画
港湾法（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号）に基づき、港湾管理者が策定
- v. その他関連する計画
 - ・海岸保全基本計画
海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）に基づき、都道府県が策定
 - ・広域的な生態系の保全等に関連する計画 等

(2) 事業

事業について、国土交通省が所管する下記事業を対象に、生態系の保全・再生・創出をはじめエコロジカル・ネットワークの形成に資する事業について中部地方整備局、四国地方整備局をはじめ、中部圏及び四国圏の地方自治体のホームページを中心に情報の把握を行った。収集する事業として、実際に事業が実施され、一定の効果が認められるものとし、また継続的なモニタリング調査等、エコロジカル・ネットワーク形成の効果を判断する上で関連のある事項も収集に含めるとともに、住民等と連携して実施している取組等についても対象とした。

【収集の対象とした事業】

- i. 河川関係の事業全般
- ii. 道路関係事業のうち生態系への配慮がなされたもの（道路移動のためのブリッジやアンダーパス設置等）
- iii. 都市関係事業のうち、生態系の保全・再生・創出に資するもの（緑地保全等）
- iv. 自然再生事業（国土交通省が実施主体に含まれるもの）
- v. その他関連する事業

(3) ヒアリング等による補完

(1)、(2) のとおりホームページから収集した「計画」「事業」の情報をもとに、不足している情報の有無の確認、ホームページからは得られない情報などについて策定主体・実施主体等から情報を提供していただき関連情報を補完した。

特に、事業については、実際に事業が実施され、エコロジカル・ネットワークや生態系の保全等に対する効果が認められるものを対象としているため、モニタリング調査実施の有無やその状況等も確認した。

ヒアリングの体制は、基本的に中部地方整備局及び四国地方整備局を窓口として、各県及び市町村の関連部署と連携して実施したが、中部圏と四国圏では関連会議の構成機関をはじめ検討体制が異なること、開催状況等検討の熟度が異なることなどを考慮し情報収集を実施した。なお、情報収集の際に作成した依頼資料については本報告書の参考資料として掲載する。

2. 収集した情報の整理

(1) 情報整理の考え方と方法

1) 情報整理の考え方

①計画編

計画については、以下のような考え方から対象となる計画の整理を行った。

■河川整備方針・河川整備計画

県境をまたぐなど流域面積が大きく広域的なエコロジカル・ネットワークに資することと、それぞれの河川流域における自然環境の特徴についてより詳細な記述がなされていることなどから、一級水系を対象として整理を行った。

■海岸保全基本計画

沿岸域の環境面からの検討及び目標設定がなされており、広域的なエコロジカル・ネットワークに資する計画として整理を行った。

■広域緑地計画・緑の基本計画

策定されている広域緑地計画を対象とするとともに、緑の基本計画については、一定規模以上の都市地域における特徴を反映したエコロジカル・ネットワークに資する計画として、県庁所在地・政令指定都市・中核市・特例市を対象に整理を行った。

■その他の計画

その他、広域的な生態系や環境保全面のネットワーク等に関する検討が行われている計画について整理を行った。

②事業編

事業については、以下のような考え方から対象となる事業の整理を行った。

■河川関連事業

国土交通省が実施している自然再生事業や、国土交通省又は地方自治体が発行している水と緑のネットワーク関連事業、また動植物の生息・生育環境の保全や創出、またはその連続性に配慮した事業を対象として整理を行った。

■港湾・海岸関連事業

国土交通省又は県が発行している港湾・海岸事業のうち、沿岸域の生態系回復や創出、または自然環境への配慮がなされた事業を対象に整理を行った。

■道路関連事業

広域的な観点から、比較的まとまった規模で実施されている国土交通省又は県事業のうち、道路移動のためのブリッジやアンダーパス設置等、生態系への配慮がなされたものや、のり面の緑化やビオトープの創出等により生態系の保全や創出が行われた事業を対象として整理を行った。

■都市関連事業

国土交通省及び地方自治体が実施している都市関係事業のうち、緑地の保全や公園内でのビオトープ整備など、生態系の保全・再生・創出に関連する事業を対象として整理を行った。

■自然とのふれあい・環境教育関連事業

地域住民等と連携して実施している事業として、河川などを活用し、自然とのふれあいや環境教育に資する取組を実施している事業を対象として整理を行った。

2) 情報整理の方法

以上の考え方を踏まえて収集した計画・事業について、図2から図5に示すシート形式で情報整理を行った。なお、作成したシートについては、巻末の「情報整理シート」作成結果に掲載する。

①計画編シート

計画の種類をチェック			計画の対象となる区域の種別をチェック			通し番号
計画の名称を記載						
	【計画の概要】				【エコ・ネット形成に関連した方針等】	
計画分類	☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 海岸保全計画 ☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ その他				計画内容のうち、エコロジカル・ネットワークの形成に関連した方針・目標等を抜粋して記載	
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）					
策定年度	策定年度を記載					
策定主体	策定主体を記載					
対象区域	計画の対象となる区域を記載					
目的	計画策定の目的を記載					
概要	計画内容の概要を記載				【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 計画に基づいた具体的な施策や事業が定められている場合に記載	
連携機関	計画に掲載されている連携を図る機関を記載					
参照	☐ URL（上記内容に関し、掲載されているホームページを記載） ☐ 参考文献（上記に関し、参考となりうる文献を記載）					

図2 計画編シートのフォーマット

SK-7		
重信川水系河川整備計画		
	【計画の概要】	
計画分類	☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 海岸保全計画 ☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ その他	
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成20年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	重信川（国管理区間）	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの	
概要	河川整備計画は、重信川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的整備内容を定めるものである。 ●河川整備の基本理念 ○安全で、安心できる重信川の実現 洪水、高潮等さまざまな水害から地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域の実現に向け、各種治水対策を展開し促進するとともに、整備した河川管理施設の機能維持を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって、治水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。 ○重信川を軸とした水と緑のネットワークの形成 河口干潟、霞堤、河畔林、水辺植生や川沿いの泉など、重信川が有する特徴的な環境を守り、育て、連携し、河口から源流へ、重信川から川沿いの地域へと繋がる水と緑のネットワークの形成を図り、河川本来の豊かな自然環境、景観の回復に努め、自然との共生が実感できる川づくりを目指す。 ○重信川を媒体とした自然と人、人と人があふれあう交流と学習の場の形成 地域の自然環境、景観や社会環境との調和を図るとともに、重信川の持つ河川空間の独自性を発揮して、レクリエーション活動や自然体験活動、環境学習等の場としての機能を高め、多様な水辺環境を創出することによって、人々が憩い、楽しみ、学べる川づくりを目指す。	
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民	
参照	☒ URL（ http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyama/river/seibikeikaku/ ） ☐ 参考文献	

図3 作成した計画編シートの参考例

②事業編シート

事業の種類をチェック				対象としている生物種を分類(例:アユ等の魚類を対象としている、昆虫を対象としている、その他、具体希少種を対象としている など)				通し番号	
【事業の概要】									
事業名	一般的に広く認知されている事業名を記載								
実施主体	事業主体を記載	事業年度	実施年度を記載						
事業分類	☐ 河川関連事業 ☐ 港湾・海岸関連事業 ☐ 道路関連事業 ☐ 都市関連事業 ☐ ふれあい・教育関連事業 ☐ その他								
対象種別	☐ 生態系全般 ☐ 特定の対象種が存在 (主な対象:)								
実施目的	☐ 自然の保全や再生 ☐ 自然の創出 ☐ 自然や生き物への配慮								
空間種別	☐ 広域(流域や自治体単位等) ☐ 狭域(地区・箇所単位等)								
対象区域	取組を実施している区域を記載								
連携機関	取組に際し連携して行った機関を記載								
事業の概要	取組の概要を記載								
主な事業箇所と内容	具体的な取組み内容を記載								
事業の効果	事業の効果に記載								
【概要図等】									
左記の内容を示した概要図等を掲載									
事業の実施目的で該当するものをチェック									
対象としている空間スケールを分類してチェック									
【参照】									
URL	上記内容に関し、掲載されているページを記載								
参考文献	上記に関し、参考となりうる文献を記載								

図4 事業編シートのフォーマット

SZ-48			
【事業の概要】			
事業名	四万十川自然再生事業		
実施主体	国土交通省	事業年度	平成14年度～実施中
事業分類	☒ 河川関連事業 ☐ 港湾・海岸関連事業 ☐ 道路関連事業 ☐ 都市関連事業 ☐ ふれあい・教育関連事業 ☐ その他		
対象種別	☐ 生態系全般 ☒ 特定の対象種が存在 (主な対象: ツル(ヤグロ、ハヅル他)、アユ、アカメ 他)		
実施目的	☒ 自然の保全や再生 ☐ 自然の創出 ☐ 自然や生き物への配慮		
空間種別	☒ 広域(流域や自治体単位等) ☐ 狭域(地区・箇所単位等)		
対象区域	四万十川水系(高知県宿毛市、四万十市、中土佐町、榑原町、津野町、四万十町、黒潮町、三原村、愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町)		
連携機関	国、県、市、学識、流域住民(四万十川自然再生協議会)		
事業の概要	四万十川では、昭和30年代の四万十川の原風景の復活を目指し、「ツル」「アユ」「アカメ」「ヤゴ」に着目し、瀬と淵の再生、湿地の再生、ワンドや池の整備、樹木・植物の管理・保全などの自然再生事業を平成14年から実施している。		
主な事業箇所と内容	・「ツルの里づくり」 ・「アユの瀬づくり」 ・「ヤゴの里づくり」 ・「アカメの瀬づくり」 ※下線の実施事業については個別シート参照		
事業の効果	動植物の生息・生育環境の再生、樹木の伐採や湿地の再生により白い河州と瀬の拡大やナベツルの越冬が確認されている。		
【参照】			
URL	http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/river/gaiyo/gaiyo.html http://shimanto-saisei.com/info.htm http://www.shimanto-tsuru.com/		
参考文献	『四国技報』第7巻13号		
【概要図等】			
四万十川の自然再生 ツルの里づくり アユの瀬づくり アカメの瀬づくり ヤゴの里づくり ツルの里づくり みんなで協力して川の自然を再生しよう! 平成14年度は四万十川川田地区、中野川中山地区において、河川内の樹木伐採(河川整理)を行いました。 四万十川自然再生事業の概要 クリックすると拡大します ■ツルの里づくり 一般少種の保全・多様な生態環境の確保 河川の連続性の確保および湿地環境の再生。ツルは川沿いにより、多様な生物を食糧の源とする。ツルなどの鳥類は、川沿いの環境の改善を行います。 ■ヤゴの里づくり 多様な生き物に頼る生態系の保全 瀬に生息するヤゴは、その後の成長のために必要な酸素を供給する役割を果たします。また、ヤゴは川の水質を浄化する役割も果たします。 ■アカメの瀬づくり 川の保全・多様な生態系に資する水環境の再生 過去に存在した水環境の再生。過去に存在した水環境の再生。過去に存在した水環境の再生。 ■アユの瀬づくり 一般の再生・環境回復の確保 樹木の植栽の確保や、川の水質の改善。川の水質の改善。川の水質の改善。			

図5 作成した事業編シートの参考例

(2) 情報整理結果

中部圏では50の計画と66の事業、四国圏では26の計画と84の事業をそれぞれシートに整理した。内訳は、表1、表2に示す。

表1 計画編の整理件数

計画の分野	中部圏	四国圏
河川整備基本方針	9	8
河川整備計画	18	6
海岸保全計画	2	4
広域緑地計画、緑の基本計画	10	5
その他の計画	11	3

表2 事業編の整理件数

事業の区別	中部圏	四国圏
河川関連事業	24	53
港湾・海岸関連事業	8	10
道路関連事業	7	6
都市関連事業	11	3
自然とのふれあい・環境教育関連事業	16	12

3 GISデータの作成・整理

1. GISデータ作成の考え方と方法

GISデータの作成にあたっては、環境省で構築する予定の「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」上で公表することを目的に、環境省で検討されたテストサンプル（KMLファイル）を参考に検討・作成を行った。

(1) ポップアップ表示の考え方

環境省のテストサンプルを踏まえ、第2章で資料収集の対象とした計画及び事業に対して、ともにグーグルアース画面上の位置にカーソルを置くと、その「概要」がポップアップ表示され、その項目のうちURLをクリックすると関連付けられたPDFファイルが表示されるように設定した。また、画面上に表示される「概要」は、図6のように簡潔な内容とした。

「計画名」	「事業名」
計 画 名：計画名称を掲載	事 業 名：事業名称を掲載
策定主体：策定主体の名称を掲載	事業主体：事業主体の名称を掲載
分 野：河川整備基本方針、河川整備基本計画、海岸保全計画、広域緑地計画、緑の基本計画、その他の計画のうち、該当する計画分野を掲載	分 野：河川関連事業、港湾・海岸事業、道路関連事業、都市関連事業、自然とのふれあい・環境教育事業のうち、該当する事業分野を掲載
U R L：PDFデータを格納する URL を掲載（ここをクリックするとリンク先のPDFデータが表示される）	U R L：PDFデータを格納する URL を掲載（ここをクリックするとリンク先のPDFデータが表示される）

図6 計画編及び事業編のポップアップに掲載する事項

（２）位置情報の表示方法について

事業編及び計画編ともに、グーグルアース画面上で位置が表示されるように「ポイント（点）」「ライン（線）」「ポリゴン（面）」で図化作業を行った。それぞれの表示方法については、表３及び表４の考え方に基づいて設定を行った。

また、位置情報については、対象範囲全域について、グーグルアース上で高度 400km 以下 10km 以上の場合のみ可視にするように設定を行った。これは、閲覧者が計画や事業を地域別や県別に閲覧できるよう、一定の広範囲で位置情報を把握できる高度から位置情報が表示されるとともに、情報精度への配慮、また事業等における希少種などの生息・生育情報への配慮から設定したものである。

表３ 計画編の位置情報の表示方法

計画の分野	位置情報の表示方法
河川整備基本方針	水系単位で策定されているため、流域を「ポリゴン」で表示
河川整備計画	対象としている河川区間を「ライン」で表示
海岸保全計画	対象としている沿岸を「ライン」で表示
広域緑地計画、緑の基本計画	策定主体である自治体の県庁所在地もしくは市役所所在地を「ポイント」で表示
その他の計画	対象に応じて「ポイント」「ライン」「ポリゴン」で表示

表４ 事業編の位置情報の表示方法

事業の区別	位置情報の表示方法
河川関連事業	流域全体での取組や一定の区間を対象とした取組を「ライン」で、地区・箇所での取組を「ポイント」で表示
港湾・海岸関連事業	「ポイント」で表示
道路関連事業	一定の区間を対象とした取組を「ライン」で、地区・箇所での取組を「ポイント」で表示
都市関連事業	「ポイント」で表示
自然とのふれあい・環境教育関連事業	一定の区間を対象とした取組を「ライン」で、地区・箇所での取組を「ポイント」で表示

２．作成したGISデータについて

表示状態は、ポリゴン、ライン、ポイントともに環境省提供サンプルのラインデータと同様とし、それぞれ以下のとおりの表示となるようにした。

ポリゴンデータ：表示状態は、環境省提供サンプルのラインデータと同様に、地図上に名称は表示されないが、地図上のポリゴンエリアや左欄の名称をクリックすると、概要がポップアップするようにした。（作成件数：中部圏２５、四国圏１１）

ラインデータ：表示状態は、環境省提供サンプルのラインデータと同様に、地図上に名称は表示されないが、地図上のラインや左欄の名称をクリックすると、概要がポップアップするようにした。（作成件数：中部圏５１、四国圏２１）

ポイントデータ：表示状態は、環境省提供サンプルのポイントデータと同様に地図上に名称が表示され、地図上のポイントや左欄の名称をクリックすると、概要がポップアップするようにした。（作成件数：中部圏４０、四国圏７８）

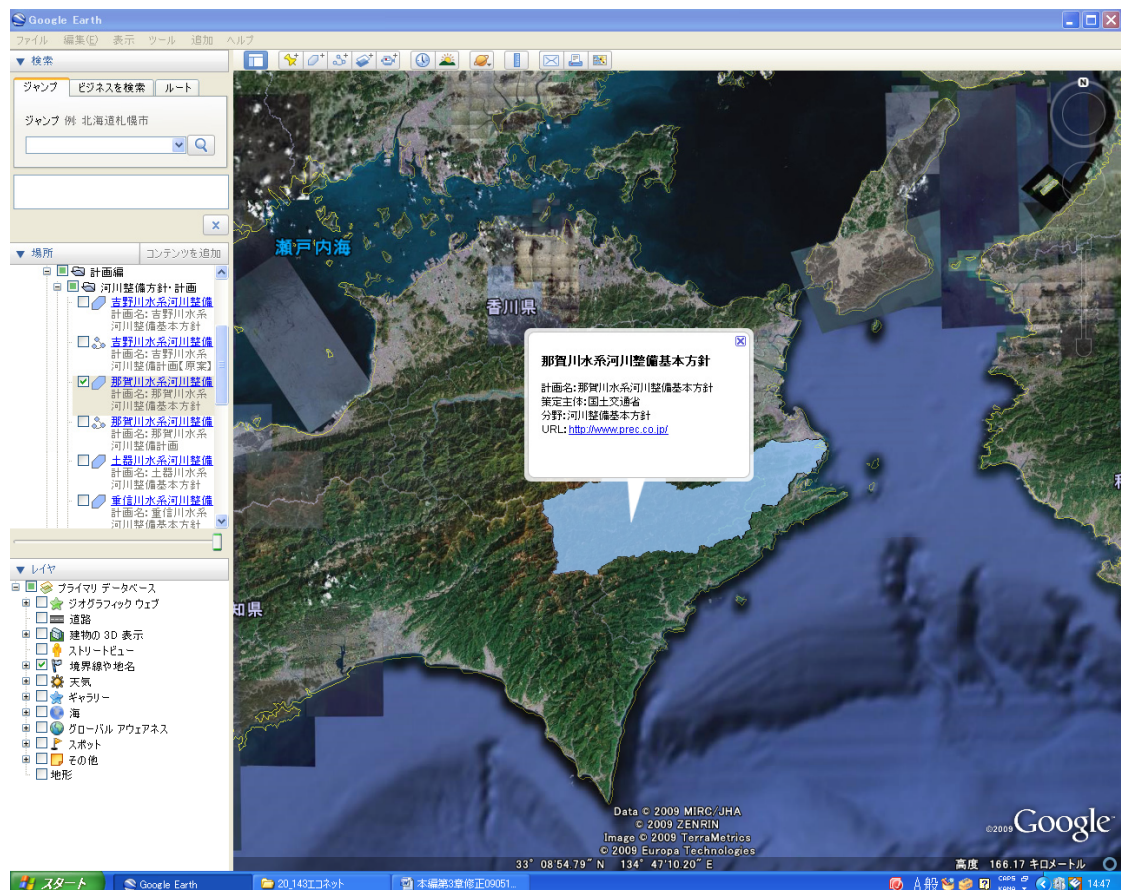


図7 ポリゴンデータのプラットフォーム上でのポップアップ（イメージ）
 ＜計画編・河川整備基本方針の例＞

4 構想検討に関する会議等への情報提供

各広域ブロック（中部圏及び四国圏）において進められた、「生態系ネットワーク構想（エコロジカル・ネットワーク構想）」策定に関する会議（有識者を委員とした会議、関係機関を構成員とした会議）に対し、本調査で収集・整理した情報を主たる内容として、構想作成に資するよう国土交通省所管の計画や事業に関する基礎資料等を作成し、情報提供を行うとともに、会議に同席し関係する議論の把握に努めた。

中部圏では、中部圏の特性を踏まえた上で、生物多様性保全の課題について、特に生態系の分断の視点から検討・解析し中部圏にとって必要な生態系ネットワークのあり方を検討することを目的として環境省中部地方環境事務所が実施した「中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査」において、「中部圏の生態系ネットワーク形成に必要と思われる施策等について専門的見地から指導・助言・考察を行う」目的で、有識者6名を委員とする図8に示す『平成20年度中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査』検討会が設置された。

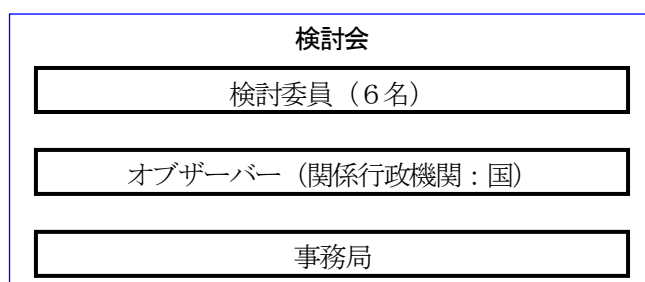


図8 『平成20年度中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査』検討会 構成

四国圏では、環境省中国・四国地方環境事務所等が事務局となり「四国圏の生態系ネットワーク構想を、関係府省及び関係県等の協力のもとに策定することで、都市公園事業・河川事業・農業農村整備事業・森林整備事業・自然公園等事業などを推進し、広域事業の実施を通じて生物多様性の確保を推進」することを目的として有識者12名を委員とする図9に示す『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会』が設置された。また、四国圏の生態系ネットワーク構想の円滑な策定と、策定に係る体制の検討及び構想の検討等を行うために、関係行政機関による『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査に係る連絡会議』が設置された。

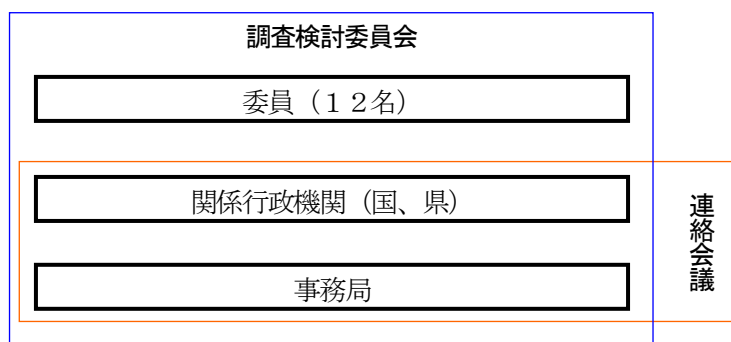


図9 『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会』及び『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査に係る連絡会議』 構成

これらの会議等への情報提供のため、各圏域のエコロジカル・ネットワーク構想作成に資する基礎資料を作成した。具体的には、本調査で収集した計画・事業を計画、事業の種別ごとなどにまとめるとともに、国土交通省所管の計画・事業に関連する都市地域、河川・湿原地域、沿岸域を対象に、“現状”、“目指すべき方向”、“望ましい地域”のイメージについて、各圏域において作成・公表されているビジョン、構想、計画等の記載内容を整理したうえで、それらを参考に構想文の骨子案等を作成した。

5 ヒアリング等

エコロジカル・ネットワークの形成に関連すると考えられるデータの作成を適切に行うために、関係機関へのヒアリングを広域ブロックごとに実施した。情報収集・整理のためのヒアリングについては、まず、広域ブロックごとの地方整備局に対し、収集対象とする計画・事業の内容、情報の収集方法などについて1次ヒアリングを行い、その上で、必要に応じて、地方自治体や関係機関への情報提供の要請、不明情報の照会など2次ヒアリングを実施した。その後、整理した情報についての公開の可否や情報内容の確認を行った。

なお、ヒアリングにあたっては直接面談のほか、電話・電子メールによる照会等も実施した。

1. 中部圏

中部圏においては、図10に示すように、中部地方整備局においてヒアリングを実施し、本調査の目的・内容の説明及び情報提供を要請した。その後中部地方整備局からの情報の提供及び情報提供先の紹介を受け、地方自治体や関係機関へ不明確情報確認の照会を行った。また、整理した情報についての公開の可否や情報内容の確認を中部地方整備局内関係各部署及び地方自治体・関係機関に行った。

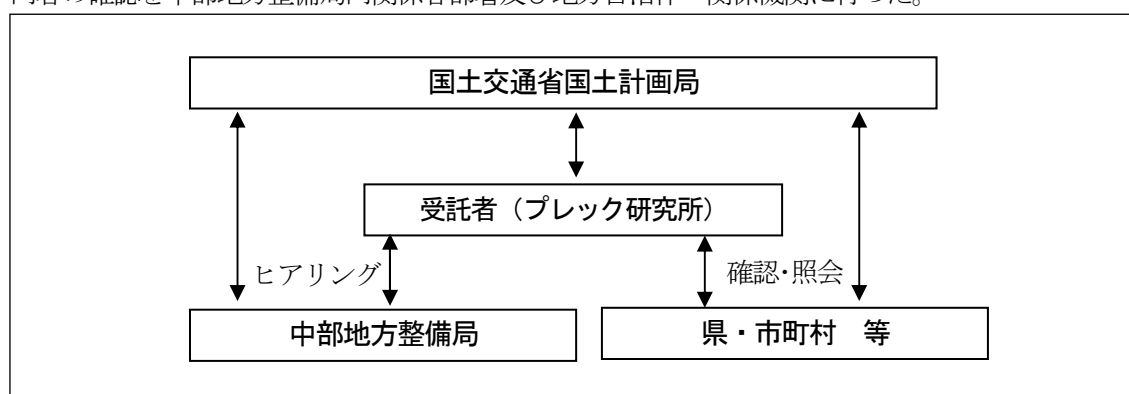


図10 中部圏におけるヒアリング及び確認体制

2. 四国圏

四国圏においては、図11に示すように、四国地方整備局においてヒアリングを実施し、本調査の目的・内容の説明及び情報提供を要請した。その後、国土交通省関連の計画・事業については四国地方整備局からの情報の提供及び不明確情報の確認を実施した。また、県や市の地方自治体については、四国地方整備局からの窓口の照会を受け、直接提供情報の受領及び不明確情報確認の照会等を行った。また、整理した情報についての公開の可否や情報内容の確認についても、四国地方整備局及び地方自治体の関係機関に直接実施した。

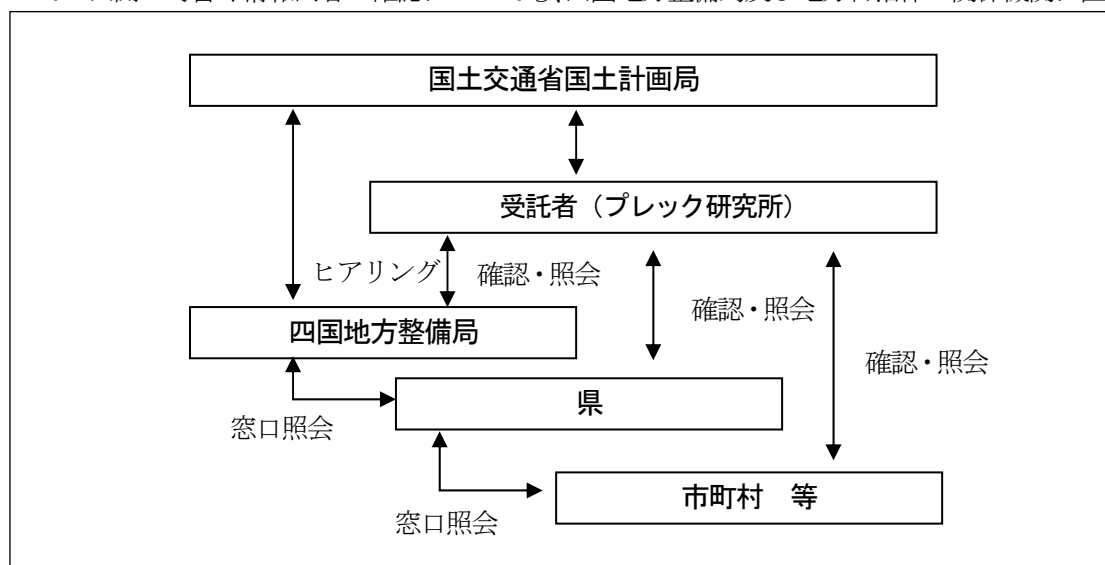


図11 四国圏におけるヒアリング及び確認体制